

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【1】	1	(1)	①	介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。	第9期事業計画（令和6年度から令和8年度）では、保険料段階を13段階から15段階へ多段階化するとともに、低所得段階（第1段階から第3段階）の本人負担保険料率を引き下げました。第10期事業計画に向け、給付実績の推移を考慮しつつ、介護保険事業計画推進委員会の意見を伺いながら検討してまいります。	高齢障がい支援課
【1】	1	(1)	②	収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。	国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討してまいります。	高齢障がい支援課
【1】	1	(1)	③	介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討してまいります。	高齢障がい支援課
【1】	1	(1)	④	介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。	国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討してまいります。	高齢障がい支援課
【1】	1	(2)	①	要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス（「現行相当サービス」）が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。	現行相当サービスの利用に当たっては、対象者個々のアセスメントに基づき、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービスを提供しています。	高齢障がい支援課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【1】	1	(2)	②	どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。	介護サービスについては、利用者が住み慣れた地域で必要なサービスを受けられることが重要であると認識しています。一方で、地域ごとの人口構成や事業所の状況、介護サービスの提供体制等には違いがあることから、地域の実情を踏まえた制度運用も必要と考えています。 このため、「特定地域サービス」「特定地域居宅サービス等事業」を一律に導入することについて、現時点では考えていません。	高齢障がい支援課
【1】	1	(2)	③	福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。	国の制度に基づき進めてまいります。	高齢障がい支援課
【1】	1	(3)	①	介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。	介護報酬については国の制度として全国一律に定められていることから、自治体独自の財源による継続的な財政支援については、現時点では予定していません。	高齢障がい支援課
【1】	1	(3)	②	特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。	介護保険事業計画推進委員会のご意見を伺いながら検討してまいります。	高齢障がい支援課
【1】	1	(3)	③	要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。	特例入所が必要な方に対し、適切な広報を行うとともに、利用者の状況や希望等も踏まえて、特例入所を実施しています。	高齢障がい支援課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【1】	1	(4)	①	介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。	介護のしごと就職フェアを開催するなど、検討しています。	高齢障がい支援課
【1】	1	(4)	②	一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。	国の制度に基づき検討してまいります。	高齢障がい支援課
【1】	1	(4)	③	8時間以上の長時間労働を是正してください。	国の制度に基づき検討してまいります。	高齢障がい支援課
【1】	1	(4)	④	夜勤体制についての実態調査を実施してください。	必要に応じて実施します。	高齢障がい支援課
【1】	1	(5)	①	中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。	補聴器の購入助成制度を導入済みです。	高齢障がい支援課
【1】	1	(5)	②	買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。	既にモデル事業を実施し、状況を鑑みた地域においても実施を検討しています。	高齢障がい支援課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【1】	1	(6)	①	「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。	第2期大府市認知症施策推進計画を策定しています。	高齢障がい支援課
【1】	1	(6)	②	認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。	認知症高齢者個人賠償責任保険を実施しており、市長が契約し、対象となる市民の方は自己負担なくご加入いただけます。	高齢障がい支援課
【1】	1	(6)	③	認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋 市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。	令和6年10月1日から、大府もの忘れ検診を実施しています。	高齢障がい支援課
【1】	1	(7)	①	第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容 と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から 聞く機会を設けてください。	第10期計画についても、第9期計画と同様、アンケート調査等によるニーズ把握や、介護保険事業計画推進委員会での意見聴取を行いながら策定を進めます。また、委員会の公開や会議資料・議事録等のホームページでの公開など、策定過程の情報公開に努めてまいります。	高齢障がい支援課
【1】	1	(7)	②	作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上 の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。	75歳以上の人口推移や要介護認定者数、サービス利用状況等を踏まえ、将来の介護サービスの必要量を見込みます。これらを基に、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備を進め、必要なサービスの確保に努めます。	高齢障がい支援課
【1】	1	(8)	①	介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A 以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。	全ての要介護認定者に対し、該当した場合は障害者控除の申請を行うよう勧奨通知を送付しています。	高齢障がい支援課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【1】	2	(1)	①	保険料（税）の引き上げを行わず、払える保険料（税）に引き下げてください。	低所得者への保険税の軽減や減免制度、非自発的失業者への軽減制度等を実施しています。	保険医療課
【1】	2	(1)	②	前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料（税）の引き下げに使ってください。	国民健康保険財政調整基金を活用し、被保険者の負担軽減を考慮した税率・税額を設定しています。	保険医療課
【1】	2	(2)	①	低所得世帯のための保険料（税）の減免制度を実施・拡充してください。	低所得世帯のための減免制度については、既に低所得世帯への保険税軽減制度があり、さらに拡充する考えはありません。	保険医療課
【1】	2	(2)	②	18歳までの子どもに均等割保険料（税）の減免制度を実施・拡充してください。	子育て支援の観点から18歳以下（18歳になった後最初の3月31日まで）の子どもがいる世帯への国民健康保険税について、本市独自の子ども減免制度を実施しており、令和6年度に拡充をしました。	保険医療課
【1】	2	(2)	③	収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。	収入減少を理由とした減免制度については、現行から拡充する考えはありません。	保険医療課
【1】	2	(3)	①	保険料（税）滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。	滞納者に対する給付制限は行っていません。	保険医療課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【1】	2	(3)	②	保険料（税）滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。	保険料（税）を払いきれない加入者については、他の被保険者との公平性・公正性の確保から、短期保険証を発行し、本人との接触機会の確保と生活実態の把握に努めています。	納税推進室
【1】	2	(3)	③	滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。	本人との納税相談や申し出による分割納税などの方法を取り入れており、加入者の生活実態を無視した徴収や差押は行っていません。	納税推進室
【1】	2	(4)	①	都道府県単位の保険料（税）統一に反対してください。	国の方針に準じて対応を進めます。	保険医療課
【1】	2	(4)	②	保険料（税）および保険料（税）減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料（税）統一を前提としないでください。	国の方針に準じて検討します。	保険医療課
【1】	2	(5)	①	傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。	所得補償としての妥当な支給額の算出が難しいため、創設する考えはありません。	保険医療課
【1】	2	(6)	①	一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。	一部負担金の減免制度については、現行から拡充する考えはありません。	保険医療課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【1】	2	(6)	②	制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。	市公式ウェブサイト等で制度の周知を図っています。	保険医療課
【1】	2	(7)	①	国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。	国の方針に準じて資格確認書を発行します。	保険医療課
【1】	3	(1)	①	物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。	本市では、これまでも国の交付金を活用して住民税非課税世帯等の物価高騰の影響を特に強く受ける世帯への支援を実施しています。 また、市独自の支援策として水道基本料金を半額にする等、給付以外の方法でも市民生活を守るための支援を実施しています。今後も物価等の社会動向を注視してまいります。	福祉まると相談課
【1】	3	(1)	②	生活保護の申請書は、誰も見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。	制度に関する説明、家計など個々の状況の聞き取りを実施した上で、生活保護を必要とする方の申請に関する意思を確認した際には速やかに申請書等を交付し、受理しています。	福祉まると相談課
【1】	3	(1)	③	「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。	生活保護の申請は、一般的な補助金申請等とは異なり、福祉事務所職員による世帯や資産の状況などの生活実態の確認が不可欠です。また、生活保護は単に金銭給付だけでなく、福祉、医療、介護等の多種多様な制度を活用して自立を支援することを目的としています。 このため、「生活保護は権利です」と記載したしおりや申請書の設置は、公民館等の公共施設には拡大せず、福祉事務所に限って配布するとともに、お困りの際には福祉事務所が相談先であることをウェブサイトで周知しています。	福祉まると相談課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【1】	3	(1)	④	住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。	住居のない方であっても介護や健康などの生活課題がない場合には、居宅保護を基本と考えています。 路上生活やネットカフェで寝泊まりされている方の場合には、一時的な簡易宿泊施設（個室）での緊急的な支援を開始し、生活課題の有無を見極めつつ、居宅移行に向けた支援を開始します。	福祉まると相談課
【1】	3	(1)	⑤	熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。	現在も生活保護世帯には最低限度の生活に必要な冷房器具の持ち合わせが無い場合等にエアコンの購入及び設置に要する費用を支給しています。国が定める実施要領の範囲内で対応がされていることから、本市独自で補助を実施する予定はありません。	福祉まると相談課
【1】	3	(1)	⑥	扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。	生活保護法では、親族の扶養が保護に優先されると規定されているため、国が例示する基準に当てはめて扶養が期待できる親族のみに扶養照会しています。 この扶養照会は、単に扶養という観点だけでなく、親族の連絡先の把握という観点でも重要な意味を持っており、引き続き個々の事案に応じて適切に実施していきます。	福祉まると相談課
【1】	3	(1)	⑦	車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。	自動車の使用については、一律の対応とせず、国が定める実施要領に沿って、障がいがある世帯の通勤、通院等について、状況に合わせて個別に判断しています。	福祉まると相談課
【1】	3	(1)	⑧	ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準（標準）を守り、不足することのないよう増員してください。	現在も国の配置基準に沿って査察指導員及び現業員を配置しており、充足された体制で適切に事務を行っています。	福祉まると相談課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【1】	3	(1)	⑨	女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。	個々の状況を見ながら迅速かつ適切に対応出来る体制が構築されていることが大切であると考え、相談者の状況に合わせて性別のほか、年齢や生活圏等を考慮して、補助職員や他部署の職員が同席・同行するなど、現在の体制でできる柔軟な対応をとっています。	福祉まると相談課
【1】	3	(1)	⑩	ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。	現職員、面接担当者とも正規職員を配置しいずれも社会福祉主事任用資格を所持又は未所持者には資格取得を進めています。 また、適切な人材を配置するとともに、研修等により成長を促す機会を提供して人材育成に努めています。現職員の外部委託については、現時点においては予定していません。	福祉まると相談課
【1】	3	(1)	⑪	就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。	本市では、生活保護を担当する部門が自立相談支援機関を担当しています。主任相談支援員は正規職員が担っており統括的役割を担っています。就労支援員等には会計年度任用職員を任用していますが、職務を遂行する上で、適性及び専門性を生かしたを発揮できる人材が配置されていることが望ましく、そのためには雇用形態に関わらず幅広い選択肢を設けておくことが適当であると考えています。	福祉まると相談課
【1】	3	(1)	⑫	生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。	今回の追加給付については、当時の保護受給中の期間における保護費の差額を追加給付するものであることから、当時の世帯主に対して支払うものです。今後も、厚生労働省からの指示に従って適切に支給してまいります。	福祉まると相談課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【1】	3	(2)	①	自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。	本市の自立相談支援事業は、平成27年度の制度創設当初から市直営で行っています。 同一庁舎でのコンパクトな組織の強みを生かして、各部門との連携によって速やかな支援ができており、生活保護を必要とする場合にも相談、支援に対応しています。	福祉まると相談課
【1】	3	(2)	②	任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。	任意事業については、各実施主体の実情やニーズに応じて実施するのが適当であり、事業実施により得られる効果及びコストも考慮しながら必要と思われる事業を検討、実施してまいります。また、実施している大府市公式ウェブサイトにて相談先等の周知を図っています。	福祉まると相談課
【1】	3	(2)	③	食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。	生活に困窮する方のうち、当面の食糧に困るに対してはフードバンクによる食糧支援を実施したり、直ちに仕事及び住居を求める方には住み込みでの就労先を紹介したりする等個々のニーズに速やかかつピンポイントに支援を実施してまいります。	福祉まると相談課
【1】	3	(2)	④	熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。	熱中症対策という全国的な課題は、国の全国統一制度の中で対応されるべきと考えるため、低所得者に対する本市独自の取組の予定はありません。	福祉まると相談課
【1】	4		①	福祉医療制度（子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。	子ども・障がい者・高齢者医療につきましては、市独自に対象者等を拡充しています。縮小する予定はありません。	保険医療課
【1】	4		②	子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。	令和8年10月診療分から、子ども医療の助成内容を拡充し、18歳年度末まで保険診療分の自己負担額を全額助成します。また愛知県内の医療機関では窓口で自己負担無料で受診できます。	保険医療課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【1】	4		③	精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療（精神通院医療）の窓口負担を無料にしてください。	精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者のみならず、3級で非課税の方も障がい者医療制度（自己負担なし）の対象とし、精神疾患以外も助成しています。また、手帳を所持していない方に対しても精神障がい者（通院）医療助成制度による助成を行っています。	保険医療課
【1】	4		④	後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。	対象を拡大する予定はありません。福祉医療制度の充実を図る一方で、原則としては受診者に一定の負担を求めるべきであり、そうでなければ医療制度は成り立たないと考えています。	保険医療課
【1】	4		⑤	妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。	妊産婦の方には、妊産婦健康診査の受診券をお渡ししています。医療費助成については創設の予定はありません。	保険医療課
【1】	5	(1)	①	教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。	こども幸齢者交流センターは、原則祝日、年末年始を除く日の午前9時から午後6時まで誰でも利用することができ、児童・生徒の居場所になっています。また、休館日を見直し、毎週日曜日に中学校区で1か所のセンターを開館し、利便性向上に努めています。さらに令和7年6月から、毎月第1水曜日の午後5時から午後7時まで庁舎6階レストランを開放し、ボランティア団体が運営する中高生サロンを開催しており、中高生の居場所になっています。	こども若者支援課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【1】	5	(1)	①	教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。	市内4か所の公民館において、平成29年度からは市内在住の中学生を対象に、令和6年度からは小学校高学年を対象に加え、無料の学習支援を実施しています。 小学生への通年実施や小学校低学年への対象の拡大については、利用者のニーズやNPOの人材確保の状況を確認のうえ判断してまいります。NPOや学生ボランティアなどの地域人材を活用することで、学習だけでなく、地域との交流や、つながりづくりを図ることができています。 また、令和5年度から市内の団体と公民館とで連携し、全世代型サロンに包含する形でこども食堂を実施しています。	生涯学習課
【1】	5	(1)	①	教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。	本市では、貧困対策ではなく、世代間の交流を促進し、地域のつながりをつくることを目的として、こども食堂機能を有した「全世代型サロン」の開設を推進しています。現在、市内11か所あるサロンの実施団体に対し、運営に係る費用の補助や開催周知、運営に関する相談支援を実施しています。	地域福祉課
【1】	5	(1)	②	こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。	改正児童福祉法の施行にあわせ、令和6年4月1日に設置し、専任・正規の専門職員を配置しています。	健康増進課
【1】	5	(2)	①	就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。	認定基準（所得基準）については、生活保護基準額の1.50倍未満としています。	学校教育課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【1】	5	(2)	②	クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。	オンライン学習の支援に当たっては、就学援助世帯の希望者に対して、家庭学習用Wi-Fiルーターの無償貸与を行っています。	学校教育課
【1】	5	(2)	③	申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。	学校及び市役所関係課と連携し、年度途中申請も含めた就学援助制度の周知に努めています。	学校教育課
【1】	5	(3)	①	小中学校の給食費を無償にしてください。	令和6年1月から市内中学校の給食費を無償化し、令和8年4月から市内小学校の学校給食費も完全無償化を開始しました。	学校教育課
【1】	5	(3)	②	教材費・就学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。	就学援助制度等により、保護者負担の軽減を図っており、今後も義務教育に係る保護者負担のあり方を注視します。	学校教育課
【1】	5	(4)	①	就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。	給食費については、国の定める基準に合わせ免除対象を定めています。 また、物価高騰分に係る補助金を、私立保育園、認定こども園、小規模保育事業、大府市認定保育室及び院内保育所（認可外保育施設）、幼稚園に対して交付し、保護者負担の軽減を図っています。 また、公立保育園は公費負担により保護者負担の給食費は据置きとしています。	幼児教育保育課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【1】	5	(4)	②	就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。	公立保育園では全園で自園調理を実施しており、給食の外部搬入は行っていません。また、私立保育園等については、調理機能の都合上、一部で外部搬入を行っています。	幼児教育保育課
【1】	5	(5)	①	保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児1.5対1、4・5歳児2.5対1と、国が新たに加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。	3歳児1.5対1は実施しております。保育需要を注視しながら、4・5歳児2.5対1、1歳児5対1の配置基準について段階的に実施します。	幼児教育保育課
【1】	5	(5)	②	公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園（育休退園）にしないでください。	地域の保育必要量や園舎の経過年数等を踏まえ、計画的な保育所配置を進めています。また、令和7年9月から育児休業を取得しても継続して入園できる対象を0歳児に拡大しました。	幼児教育保育課
【1】	5	(5)	③	保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。	認可保育所等及び認可外保育施設に対して、保育士資格を持つ職員が定期・不定期的に施設の巡回を実施するとともに、保育現場を確認しながら指導監査を実施し、保育内容を把握しています。	幼児教育保育課
【1】	5	(5)	④	こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理棟の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のために自治体独自で補助を行ってください。	地域のニーズを踏まえ、必要量を勘案し実施体制を整備しています。事業を実施する施設には指導保育士が定期的に訪問し実施状況を把握し、必要に応じて指導等を行っています。	幼児教育保育課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【1】	6		①	自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。	大府市心身障がい者扶助料を設けています。	高齢障がい支援課
【1】	6		②	どんな障害のある人も24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、グループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。 1) 自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。	グループホームや通所施設等の整備について、運営する法人と協力してまいります。待機者については、相談支援事業所と連携し把握に努めます。	高齢障がい支援課
【1】	6		②	2) グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。	国の制度に基づき検討してまいります。	高齢障がい支援課
【1】	6		②	3) 夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。	国の制度に基づき検討してまいります。	高齢障がい支援課
【1】	6		③	どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。 1) 居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。	居宅介護事業所について、必要に応じて事業所指定を行ってまいります。重度訪問介護・行動援護・同行援護については、サービス等利用計画を基に必要とする時間数を支給しています。	高齢障がい支援課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【1】	6		③	2) 住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。	第6期障がい福祉計画を策定しています。	高齢障がい支援課
【1】	6		③	3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。	利用者支援の実情や事業運営への影響を踏まえて、関係機関と協議のうえ検討してまいります。	高齢障がい支援課
【1】	6		④	障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。 1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。	現状、質問されているような「待機児童」はいません。保育園を含む関係部署間で連携し、こどもの発達や家庭の状況に応じた、適切な支援や受け入れ先につなげられるよう取り組んでいます。今後も、障害児やその家族が安心して地域で生活し、必要な支援を受けられるよう、関係機関との連携を図りながら、地域の実情や支援ニーズの把握に努め、必要な支援体制を確保してまいります。	こども若者支援課
【1】	6		④	2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。	給食費については、利用者負担の公平性や財政負担、他の子育て施策とのバランスなどを総合的に考慮し、現時点では、放課後等デイサービス、児童発達支援事業所、児童発達センター等における給食費を無償化することは考えていません。	こども若者支援課
【1】	6		④	3) 「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。	市内6事業所（発達支援センター含む）において相談支援体制の充実を図っています。また、発達支援センターの相談支援専門員の確保にも努めています。	こども若者支援課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【1】	6		⑤	家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。	居宅介護等を利用する場合、居宅を訪問し認定調査を実施している他、必要に応じて障がい者相談支援センターと自宅を訪問しています。	高齢障がい支援課
【1】	6		⑥	40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。	介護保険にも同等のサービスがある場合には、介護保険サービスの利用が原則となっています。福祉サービス利用者には、更新時に利用意向の確認をしています。65歳到達前に、障がい福祉、介護保険それぞれの制度や負担について説明をしています。	高齢障がい支援課
【1】	7		①	高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。	高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種は自己負担金3,500円、带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担額は、ビケンが2,600円、シングリックスが6,500円×2回で実施しています。自己負担額を無料とすることについては、接種費用の単価や他市町の動向等を考慮していく必要があると考えています。	健康増進課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【1】	7		②	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。	令和4年度から、おたふくかぜワクチンの任意接種費用の一部助成を開始しました。おたふくかぜワクチンについては、1歳から2歳未満の方及び年長児を対象に助成を行っています。平成30年度からは、医療行為により免疫を失った場合の定期予防接種再接種の助成及び中学3年生、高校3年生相当の方にインフルエンザ任意接種費用の一部助成を実施しています。令和7年8月からは、60歳以上の慢性疾患等を有する方を対象に、RSウイルスワクチン任意接種費用の一部助成を開始しています。 男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種の一部助成については、国の審議会の動向等を考慮していく必要があると考えます。自己負担額を無料とすることについては、接種費用の単価や他市町の動向等を考慮していく必要があると考えています。	健康増進課
【1】	8		①	産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。	平成30年4月から産婦健診の助成を2回に拡充して実施しています。	健康増進課
【1】	8		②	5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。	本年度は4つの保育園・幼稚園・こども園で5歳児健診をモデル的に実施し、健診の内容や職種毎の役割、支援方法などを検討しています。今年度の内容を踏まえ、令和9年度に全ての5歳児に実施できるように体制を整備しています。	健康増進課
【1】	8		③	妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。	妊産婦歯科健診は、妊婦・産婦の期間に1回実施しています。	健康増進課
【1】	8		④	保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。	歯科衛生士は保健センターに1名配置しています。	健康増進課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【1】	9		①	公立病院の経営形態を維持してください。	該当ありません。	健康増進課
【1】	9		②	自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。	三師会等からの意見を注視していきます。	健康増進課
【2】	1		①	国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料（税）にするために、十分な保険者支援を行ってください。	大府市議会における陳情書の取扱いは、受け付けした後、議長の決裁を取り、定例会ごとに陳情・要望受付状況表を作成し、全議員に配布いたします。このたびの陳情書につきましても、12月議会に向けて同様の取扱いを行っていきます。	議事課
【2】	1		②	マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。	同上	議事課
【2】	1		③	介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。	同上	議事課
【2】	1		④	介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。	同上	議事課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【2】	1		⑤	介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。	同上	議事課
【2】	1		⑥	加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。	同上	議事課
【2】	1		⑦	18歳までの医療費無料制度を創設してください。	同上	議事課
【2】	1		⑧	小中学校の給食費を無償にしてください。	同上	議事課
【2】	1		⑨	障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。	同上	議事課
【2】	2		①	国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。	同上	議事課
【2】	2		②	加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。	同上	議事課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【2】	2		③	子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。	同上	議事課
【2】	2		④	学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。	同上	議事課
【2】	2		⑤	地域に必要な病床を確保してください。	同上	議事課
【2】	2		⑥	地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など 公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。	同上	議事課